



# 島根県報

令和7年6月24日（火）

第 6 2 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

令和7年度第4次自衛官募集	（防災危機管理課）	2
土地改良区の役員の退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
土地改良事業変更施行の認可	（       "       ）	3
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（       "       ）	4
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	4

### 【公 告】

島根県・松江市屋外広告物講習会の開催	（都 市 計 画 課）	4
--------------------	-------------	---

---

**告 示**

---

**島根県告示第366号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和7年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和7年6月24日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 募集種目**

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

**2 応募資格**

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者に限る。

- (2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しない者

**3 募集期間**

令和7年7月1日（火）から同年9月2日（火）まで

**4 試験種目**

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

**5 試験期日・試験場**

- (1) 筆記試験・適性検査

令和7年9月16日（火）から同月20日（土）までのうち1日

ウェブ試験方式で実施する。試験場は、受付時に通知する。

- (2) 口述試験・身体検査

令和7年9月23日（火・祝）から同月28日（日）までのうち指定する1日

陸上自衛隊出雲駐屯地（出雲市松寄下町1142-1）

**6 採用予定日**

採用予定通知書により通知する。

**7 問合せ先**

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

---

**島根県告示第367号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があつたので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年6月24日

島根県知事 丸 山 達 也

松江市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

磯部美津子 松江市灘町1-35トウケンレジデンス402

**島根県告示第368号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により土地改良事業の変更施行を認可したので、同条第11項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月24日

島根県知事 丸 山 達 也

事業主体名	事業名	認可年月日
隠岐の島町土地改良区	隠岐の島地区土地改良事業に伴う施設維持管理事業	令和7年6月16日

**島根県告示第369号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年6月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出雲市所原町字コシキ岩4668-1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字コシキ岩4668-1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第370号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年6月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飯石郡飯南町八神2206-3
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第371号

令和7年島根県告示第280号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和7年6月24日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町有木字焼尾32-5	古木 敏博
隠岐郡隠岐の島町加茂奥西側1966、奥谷一1837、奥東側一1969	福岡 久
隠岐郡隠岐の島町下西磯道1200	下西生産森林組合 代表者
隠岐郡隠岐の島町原田真谷口2509	高村 芳明
隠岐郡隠岐の島町原田西時張2580	長谷川 アツ 長谷川 タツヨ
隠岐郡隠岐の島町元屋宮畑363-2	小澤 重治

### 島根県告示第372号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和7年6月24日から施行する。

令和7年6月24日

島根県知事 丸 山 達 也

表浜田市の項中「第112号」の次に「、第113号」を加える。

## 公 告

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定により島根県・松江市屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

令和7年6月24日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 講習会の目的

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。

#### 2 主催

島根県及び松江市

3 期日及び場所

期日 令和7年9月4日（木）及び同月5日（金）

場所 松江市白潟本町43番地

松江市市民活動センター（S T I C） 5階 交流ホール

4 受講申込受付期間

令和7年6月26日（木）から同年8月15日（金）まで

5 受講申込方法

しまね電子申請サービス (<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/okugaiko-kokubutukosyukai>) により申し込むこと。

6 受講手数料

4,010円（しまね電子申請サービスによりクレジットカード、P a y - e a s y（ペイジー）又はP a y P a yを利用して納付のこと。）

7 問合せ先

島根県土木部都市計画課

電話 0852-22-6143

電子メール toshikei@pref.shimane.lg.jp